第7章 その他ごみの減量等に関する事項

第1節 廃棄物減量等推進審議会及びリサイクル推進員

1 廃棄物減量等推進審議会

本市では、廃棄物処理法第5条の7第1項の規定に基づき、廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置しています。審議会では、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査、審議しています。

本計画についても審議会への諮問、答申を経て策定しており、計画策定後も継続して報告、意見の聴取を行います。

□ 毎年度の施策の取組状況及び目標値の達成状況について、審議会に報告の上、意見を聴取 し、必要に応じて施策の見直し・改善を行います。

2 リサイクル推進員

本市では、廃棄物処理法第5条の8第1項の規定に基づき、各自治会から推薦された方々 を廃棄物減量等推進員(リサイクル推進員)として委嘱しています。リサイクル推進員の具 体的な活動は次のとおりです。

- 家庭ごみの正しい出し方の指導・啓発
- ごみの減量化と再資源化の推進
- 清掃活動や市が行う行事等への参加
- 市役所と地域との連携のパイプ役

自治会、	リサイクル推進員と連携して、	地域のごみの減量化、	再資源化等の啓発を推進し
ます。			